## 0 6 4 聴 講 券 か 6 学 生 証 ^

まで、本学の学生は聴講券を携帯して講義に臨むよう定英吉利法律学校の時代から昭和初期の中央大学の時代 められていた。

周到なるものがあった」とあり、 めて、以て偽造変造を防ぐに努むるなど、なかなか用意 十二月)によれば、「時々聴講券の印刷色彩や模様を更顧」(『中央大学学報』創立五十周年記念号、一九三五年顧講券の発行については、工藤武重「五十年前の回 変化してきたようである。 時期ごとにその形式も

生の手許には残りにくい。学内にも見本等を含めて全く 終了後学校へ回収され処分されることが原則のため、 残されていない。 聴講券は学生にたいへん身近な物であるが、 有効期間 学

改称された。この学則改正は二年間の準備のもとに行わ れた大改正であったが、 三一(昭和六)年の学則改正に際し聴講券は学生証と 学生証への改称理由は明らかで

> ころであろう。 していた用語にならって改称したと考えるのが妥当なと ようになっていたことなどから、諸大学が一般的に使用 ていなかった東京大学でも二七年から学生証を発行する から学生証の語を使用しており、従来学生証等を発行し 専修大学・法政大学等がすでに大正期

は三年間)は有効とされていた。 学割証等の発行印押捺欄等からなり、 学生証の基本的な形式は、 学費領収 証、 在学期間中 身分証明書、 (学部

いるが、 きたい。 こでは戦時中の本学の学生証の特徴についてまとめてお 戦前の学生証は、大学史編纂課でもいく それぞれ時期により、 形態が異なっている。 つか所蔵して ح

る。それは、顔写真の貼付、 戦時体制の強化とともに、 「戦時学生自戒五条」 の掲載などである。 表紙の 学生証にも変化が現れてく 「質実剛健」 の飾り

望され且文部省より写真貼付を実施せられたき旨通達さ 学生の取締方もあり、又警察関係、 に写真貼付」のタイトルで「今回近頃横行するイ の『中央大学新聞』には、「ニセ学生横行の折柄学生証 生証に顔写真を貼るようになっていなかった。 あったのに対し、本学はそれまで早稲田大学とともに学 は、三五年のことであった。他大学ではすでに一般的で 本学で、学生証に顔写真を貼付するようになった 鉄道省方面よりも要 同年四月 ンチキ  $\mathcal{O}$ 

3454545454545 年 即 一 部 法 膃 中 村宣 器 央 金 生 大 學 證 秀 On rememente restauration in remember annexes.

中央大学法学部学生証(1943年10月発行)

学生のカフェー れを実施する事に 共に本年度よりこ る。当時行われた の事情を伝えてい なった」とこの間 に本学も早稲田も れて来たので、 などとともに学 等への立入禁 遂 Þ

の一環と言えるだろう。

であるが、いつから使用されたかはっきりしない。 気風でもあった。当初の学生証には見られないデザ 風の一つに数えられているが、 置されていた。この れ、縁飾りの四角に「質実剛健」の四文字がそれぞれ配 校章の下に「〇〇学部学生証 当時の学生証は二つ折 「質実剛健」は、現在では本学の りで、 中央大学」の文字が配さ 当時の社会に求めら 表紙にあたる部分には、 イン れた 校

えよう。 健」のデ 生証には五条の項目だけが印刷されているが、 冊子を常時携帯することが義務づけられていた。この学 郎学長の名で出されたもので、学生はこれを解説した小 リタル勅語」の精神を学生に浸透させるために、 ことができる。これは三九年五月の「青少年学徒ニ賜ハ 「戦時学生自戒五条」は四三年の法学部学生証に見る ザインと同じく戦時色の高まりを示すものと言 「質実剛 林頼三

の様式や学費納入や諸証明書発行の際に押捺され な資料である。 学生証は、 プなども含め、 学生の生活にとって重要なだけでなく、 それぞれの時代を物語ってくれる貴重 たスタ そ

生の風紀取り締ま

左傾化防止策